2　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の規定により、船員に対して、前項に定める事項を知らせるときは、次のいずれかの方法（第三号及び第四号に掲げる方法にあっては、船員が希望する場合に限る。）によって行わなければならない。

一　面談による方法

二　書面を交付する方法

三　ファクシミリ装置を用いて書面を送信する方法

四　電子メール等を送信する方法（当該船員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

3　第一項に定める事項について、船員に対して、次の各号に掲げる方法により知らせた場合には、それぞれ当該各号に定める装置又は機器により受信した時に当該船員に到達したものとみなす。

一　前項第三号の方法　船員の使用に係るファクシミリ装置

二　前項第四号の方法　船員の使用に係る通信端末機器

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める措置）

第二十九条の十四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置（第三号及び第四号に掲げる措置にあっては、船員が希望する場合に限る。）とする。

一　面談

二　書面の交付

三　ファクシミリ装置を用いた書面の送信

四　電子メール等の送信（当該船員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

2　次の各号に掲げる措置を講じた場合には、それぞれ当該各号に定める装置又は機器により受信した時に船員に到達したものとみなす。

一　前項第三号の措置　船員の使用に係るファクシミリ装置

二　前項第四号の措置　船員の使用に係る通信端末機器

（法第二十一条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項）

第三十条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（法第二十一条の二第二項の取扱いの明示）

第三十一条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条の二第二項の取扱いの明示は、育児休業申出又は介護休業申出があった後、速やかに、当該育児休業申出又は介護休業申出をした船員に係る取扱いを明らかにした書面を交付することによって行うものとする。

（新設）

（法第二十一条第一項第三号の国土交通省令で定める事項）

第三十条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（法第二十一条第二項の取扱いの明示）

第三十一条　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の取扱いの明示は、育児休業申出又は介護休業申出があった後、速やかに、当該育児休業申出又は介護休業申出をした船員に係る取扱いを明らかにした書面を交付することによって行うものとする。